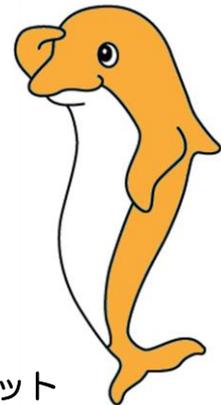


# 目黒区保健医療福祉計画 改定素案

(令和3年度～7年度)



見守りめぐネット  
キャラクター  
「まもりん」

令和2年11月  
目黒区

# 目次

<b>第1章</b>	<b>計画の概要</b>	
1	計画改定の背景	1
2	計画の性格	1
3	計画の期間	2
4	計画の進捗管理	2
5	計画とSDGs	2
<b>第2章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b>	
1	計画の基本理念	3
2	計画の体系	4
3	計画事業の見方	7
<b>第3章</b>	<b>地域保健福祉を推進する施策</b>	
<b>第1節</b>	<b>地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の充実</b>	
1	包括的相談支援体制の充実	8
2	地域の支え合いの推進	14
3	福祉教育の推進	18
4	権利擁護の推進	24
5	認知症施策の推進	30
6	ひきこもりの長期化・社会的孤立の防止	35
7	生活困窮者に対するセーフティネットの充実	39
8	災害時要配慮者支援の推進	45
<b>第2節</b>	<b>地域包括ケアシステムの深化・推進</b>	
1	地域包括支援センターの機能強化	50
2	介護サービス基盤の整備と家族介護者等への支援の充実	53
3	生活支援サービスの充実	58
4	住まいの確保	62
5	在宅医療と介護・福祉の連携	69
6	介護・福祉人材の確保・定着・育成とサービスの質の向上	72
<b>第3節</b>	<b>生涯現役社会・エイジレス社会の推進</b>	
1	介護予防・フレイル予防の推進	79
2	社会参加・居場所づくり・就労支援の推進	82
<b>第4節</b>	<b>障害のある人への支援の充実</b>	
1	身近な地域で暮らし続けていくことができる仕組みづくり	87
2	誰もが社会に参加し、貢献することができる仕組みづくり	90
3	ともに暮らすまちづくりの実現	94
4	障害のある児童の健やかな育成のための発達支援	96
<b>第5節</b>	<b>子育て・子育てへの支援の充実</b>	
1	子育て・子育てへの支援	100
<b>第6節</b>	<b>健康で安心して暮らせるまちづくり</b>	
1	健康危機管理対策の充実	111
2	健康づくりの推進	117
3	地域保健医療体制の推進	128
4	安全で快適な生活環境の確保	131
(資料1)	目黒区の状況	137
(資料2)	アンケート調査結果	146
(資料3)	法改正等の動き	156
(資料4)	用語解説(50音順)	158

## 1 計画改定の背景

区では、平成18年2月に「目黒区保健医療福祉計画」を策定し、3年ごとの改定を経ながら、保健医療福祉施策を総合的に推進してきました。

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など地域社会を取り巻く環境の変化等による福祉ニーズの多様化・複雑化への対応が求められる中、平成28年、国の「ニッポン一億総活躍プラン」において「地域共生社会<sup>\*</sup>」の実現が示されました。

「地域共生社会」は、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のことです。

「地域共生社会」の実現のため、平成29年、社会福祉法が改正され、包括的支援体制の整備が市町村の努力義務となったことから、区においても、高齢者を中心に推進してきた「地域包括ケアシステム<sup>\*</sup>」の取組を、障害者、子ども等への支援、複合課題にも広げ、組織再編をはじめとして包括的支援体制の構築に取り組んできました。

令和2年の社会福祉法改正に伴い、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するための重層的支援体制整備事業<sup>\*</sup>が創設され、人と人、人と地域のつながりを生まれやすくするための環境整備の推進が図られることとなりました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大の影響から、感染の不安だけでなく、経済的な不安等、生活の課題が増え、人や地域のつながりが弱くなってしまふことが懸念されています。

区は、令和3年3月、まちづくりの基本的な理念や将来像と、長期的な目標や政策の方向を示す「目黒区基本構想」を新たに策定します。新たな基本構想（素案）では、区政運営の柱となる政策目標として、「学び合い成長し合えるまち」「人が集い活力あふれるまち」「健康で自分らしく暮らし続けられるまち」「快適で暮らしやすい持続可能なまち」「安全で安心に暮らせるまち」の5つの基本目標を定めています。

本計画は、行政運営の基本的かつ総合的な指針となる目黒区基本構想に沿って、引き続き「地域共生社会」の実現を目指し、包括的相談支援体制の充実のほか、福祉教育<sup>\*</sup>の推進や地域社会からの孤立防止、多世代の交流、多様な活躍の機会と役割を生み出すための支援等、福祉の各分野を超えた包括的支援体制を充実させていくこととし、新たな課題に対応した内容に改定します。

## 2 計画の性格

保健医療福祉計画は、新たな目黒区基本構想のもと、目黒区基本計画の補助計画として位置づけるとともに、高齢者、障害のある人、子どもなど、すべての区民を対象とした保健医療福祉の施策を総合的に推進するための基本となる計画とします。

また、保健医療福祉計画は、同じく補助計画である「介護保険事業計画」「障害者計画」「子ども総合計画」「健康めぐろ21」「生涯学習実施推進計画」「住宅マスタープラン」と整合を図るとともに、目黒区社会福祉協議会の「第三次目黒区地域福祉活動計画」及び「目黒区社協発展・強化計画」とも整合を図った計画です。

保健医療福祉計画は、社会福祉法に定める地域福祉計画及び老人福祉法に定める老人福祉計画の性格を併せ持った計画とします。平成29年の社会福祉法改正により、同法に定める地域福祉計画は、各福祉分野に共通する事項を盛り込むことにより、各福祉分野別に策定された計画の上位計画として位置付けられることになりました。区において、各福祉分野別に策定されている計画には、「障害者計画」、「子ども総合計画」があります。

なお、この計画の具体化は、目黒区実施計画及び各年度の予算によるものとします。

### 3 計画の期間

---

この計画の期間は、令和3年度から7年度までの5年間とします。社会状況の変化や関連計画の整合性を踏まえ、3年目の令和5年度に見直しを行い、令和6年度から新しい計画に改定します。

### 4 計画の進捗管理

---

この計画の進捗状況について、毎年度その実績を把握し、評価を行います。評価の結果は、区民に公表します。

### 5 計画とSDGs

---

SDGs<sup>\*</sup>（エス・ディー・ジーズ：Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、2015年（平成27年）、国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた世界共通の目標です。

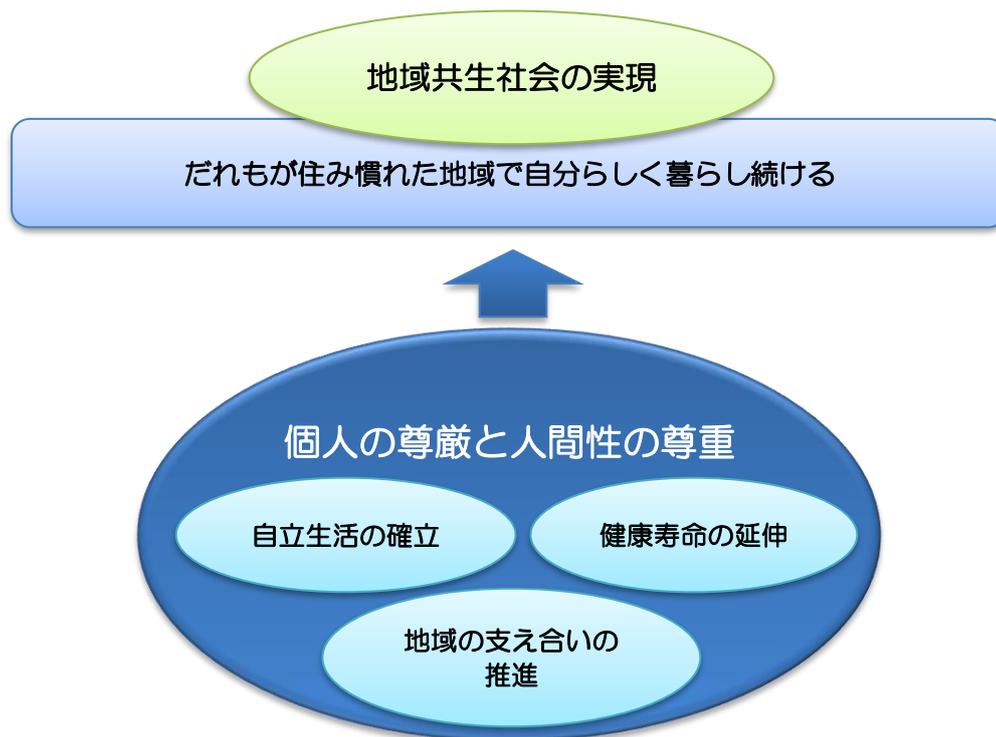
2030年を目標の達成年限として、「誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現を目指しており、17の目標（ゴール）と169の指標（ターゲット）から構成されています。

SDGsの「誰一人取り残さない、持続可能で多様性と包摂性のある社会」とは、本計画が目指す「地域共生社会<sup>\*</sup>」の実現につながるものです。

本計画の基本理念や基本目標は、SDGsの目標1「貧困をなくそう」や、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」をはじめ、SDGsが示す各目標とも共通するものです。

## 1 計画の基本理念

「地域共生社会<sup>\*</sup>」の実現に向けて、だれもが住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるように、「個人の尊厳と人間性の尊重」を基盤とした、「自立生活の確立」、「健康寿命<sup>\*</sup>の延伸」及び「地域の支え合いの推進」を基本理念とします。また、以下の基本的な考え方に沿って施策を推進します。



- お互いの存在と人格を尊重し、だれもが平等に大切にされる地域社会をつくる。
- だれもが健康で、生きがいをもって自分らしく活躍できる環境をつくる。
- だれもが住み慣れた地域で孤立することなく、安全に、安心して生活できる環境をつくる。
- だれもが暮らしの中で直面する困難について身近な地域で安心して相談し、必要な支援を求めることができる仕組みを確立する。
- だれもが自らの力や意思で生活を営めるように、保健・医療・福祉などの必要なサービスが切れ目なく総合的に提供されるようにする。
- 人に優しく、人と人とのつながりを大切に、区民・事業者・行政の協働により、支え合う地域社会をつくる。
- 支援を必要とする当事者を含めて、区民が保健医療福祉に関する政策形成過程に参画する機会を充実する。

基本  
理念

「個人の尊厳と人間性の尊重」を基盤とした  
「自立生活の確立」、「健康寿命の延伸」、「地域の支え合いの推進」

＜基本目標＞

第1節 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の充実  
(各福祉分野の共通事項)

＜施策の方向・施策＞

- 1 包括的相談支援体制の充実
  - (1) 多様なニーズに対応する包括的相談支援体制の整備
  - (2) 身近な地域における包括的相談支援体制の充実
  - (3) コミュニティソーシャルワーク機能の強化による地域づくりの推進
- 2 地域の支え合いの推進
  - (1) 支え合いの仕組みづくり
  - (2) 地域福祉の担い手の育成・支援
  - (3) 活動の充実に向けた環境づくり
- 3 福祉教育の推進
  - (1) 地域福祉に関する学び合いの推進
  - (2) 心のバリアフリーの推進
  - (3) ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）の普及・啓発
- 4 権利擁護の推進
  - (1) 成年後見制度の利用の促進
  - (2) 虐待防止に向けた取組の充実
  - (3) 権利擁護に関する支援事業等の普及・啓発
  - (4) 意思決定支援の推進
- 5 認知症施策の推進
  - (1) 認知症の人にやさしいまちづくりの推進
  - (2) 認知症予防と容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- 6 ひきこもりの長期化・社会的孤立の防止
  - (1) ひきこもり状態にある人への支援の推進
  - (2) 社会的なつながりが弱い人への支援
- 7 生活困窮者に対するセーフティネットの充実
  - (1) 相談支援体制の充実
  - (2) 自立支援の推進
  - (3) 連携体制の充実
  - (4) 生活困窮者支援の周知の充実
- 8 災害時要配慮者支援の推進
  - (1) 避難支援対策の推進
  - (2) 避難所生活支援の推進
  - (3) 在宅避難生活の支援の推進

<基本目標>

第2節 地域包括ケアシステムの深化・推進

<施策の方向・施策>

- 1 地域包括支援センターの機能強化
  - (1) 相談支援体制の強化
  - (2) 地域及び関係機関との連携の強化
- 2 介護サービス基盤の整備と家族介護者等への支援の充実
  - (1) 介護サービス基盤の整備
  - (2) 介護者・家族支援の充実
- 3 生活支援サービスの充実
  - (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
  - (2) 在宅生活の支援の充実
- 4 住まいの確保
  - (1) 区営住宅・福祉住宅等住まいの提供
  - (2) 多様な世帯が安心して住み続けるための居住支援
  - (3) 住宅施策と福祉施策が連携した切れ目のない支援
- 5 在宅医療と介護・福祉の連携
  - (1) 在宅療養のための地域資源の情報提供
  - (2) 在宅医療と介護・福祉の連携
  - (3) 区民への啓発事業及び在宅療養相談窓口の充実
- 6 介護・福祉人材の確保・定着・育成とサービスの質の向上
  - (1) 介護・福祉サービス人材の確保・定着・育成
  - (2) 苦情対応等の体制の充実
  - (3) 介護・福祉サービス事業者の指導・育成
  - (4) サービス評価・公表の充実

<基本目標>

第3節 生涯現役社会・エイジレス社会の推進

<施策の方向・施策>

- 1 介護予防・フレイル予防の推進
  - (1) 介護予防事業の充実
  - (2) 地域介護予防活動の推進
- 2 社会参加・居場所づくり・就労支援の推進
  - (1) 高齢者の生きがい活動の支援
  - (2) 社会参加の推進と居場所づくり
  - (3) 高齢者の就業支援

＜基本目標＞

第4節 障害のある人への支援の充実

＜施策の方向・施策＞

- 1 身近な地域で暮らし続けていくことができる仕組みづくり
  - (1) 相談支援体制の充実
  - (2) 保健・医療・福祉サービスの連携
  - (3) 地域における日常生活の支援
- 2 誰もが社会に参加し、貢献することができる仕組みづくり
  - (1) 社会参加を促進するための支援
  - (2) 就労支援の充実
  - (3) 多様な活動の場の提供
- 3 とともに暮らすまちづくりの実現
  - (1) 地域における安定した暮らしの場の確保
  - (2) ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進
- 4 障害のある児童の健やかな育成のための発達支援
  - (1) 多様なニーズに応える支援体制の充実
  - (2) ライフステージに応じた支援の充実

＜基本目標＞

第5節 子育て・子育てへの支援の充実

＜施策の方向・施策＞

- 1 子育て・子育てへの支援
  - (1) 子育てへの支援
  - (2) 多様な保育の充実
  - (3) 成長や発達に応じた支援
  - (4) 地域における子育ての支援
  - (5) 子どもの居場所の充実

＜基本目標＞

第6節 健康で安心して暮らせるまちづくり

＜施策の方向・施策＞

1 健康危機管理対策の充実

- (1) 感染症への対応
- (2) 食品の安全・安心の確保
- (3) 災害等への対応

2 健康づくりの推進

- (1) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進
- (2) 生活習慣の改善
- (3) 親子の健康づくりの推進
- (4) 食育の推進
- (5) こころの健康
- (6) 公害保健対策の推進

3 地域保健医療体制の推進

- (1) 休日等診療体制の確保
- (2) 難病等保健医療対策の充実

4 安全で快適な生活環境の確保

- (1) 快適な生活環境の確保
- (2) 医薬品等の安全の確保
- (3) 動物の適正飼育の推進

3 計画事業の見方

【新規】新たに計画に掲載する事業

【重点】重点的に取り組む事業

【数値】数値目標のある事業

【継続】前計画から継続して掲載している事業